

1 品目別輸出促進緊急対策事業

【2, 997百万円】

対策のポイント

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大のため、品目ごとの輸出拡大のための各種取組等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、コメ、牛肉、青果物、花き、茶、林産物、水産物等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで相手国の関税が撤廃されることを踏まえ、品目ごとにオールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、「農林水産物の輸出力強化戦略」に沿った輸出拡大の取組を行う必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))

<主な内容>

1. コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

輸出商品・販売方法の多様化のために事業者が行う実証の取組、海外でのプロモーション活動の強化、海外規制への対応の取組促進、米輸出拡大のための実践的調査等を支援します。

(委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体)

2. 青果物輸出特別支援事業

青果物の輸出を拡大するため、輸出先国の植物検疫条件を満たすのに必要な殺菌処理機材の整備や、輸出先国の残留農薬基準に合致した品目別農薬使用マニュアル(防除暦等)の作成等により国内生産・出荷体制の構築を支援するとともに、低温貯蔵・輸送技術の実証等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体)

3. 日本産花き輸出促進緊急対策事業

花きの輸出を拡大するため、アンテナショップ等による輸出先国におけるプロモーション活動の強化や、世界各地で開催されるいけばなイベントを活用した輸出促進の取組を支援するとともに、輸出向け包装資材のデザイン統一を図る取組等を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体)

4. 茶輸出特別支援事業

緑茶の輸出を拡大するため、茶葉の乾燥を効率的に行う新たな抹茶加工技術の実証や、緑茶生産で使用する主要な農薬について輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定申請、海外での輸出環境調査やプロモーション活動の強化等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体)

5. 農産物輸出コスト低減対策特別支援事業

輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材利用技術、輸出を目指す産地間等での農業機械のシェアリング等の実証・普及を支援するとともに、輸出拡大に必要な青果物の低コスト・安定輸送技術の導入に向け、共同集荷・配送システムの構築、先端貯蔵技術による周年安定出荷体制の強化等の技術実証を支援します。

(補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：協議会、農業者団体、地方公共団体、民間団体等)

[平成28年度補正予算の概要]

6. 畜産物輸出特別支援事業

国内や輸出先国での輸出に係る諸課題の解決に向けて、和牛のモモ肉・バラ肉等の食べ方をシェフ等に習得させるための招へい活動、携行品（おみやげ）形態での輸出を拡大するための取組の実証、流通コスト低減のための牛乳製品等の冷凍・輸送技術の実践的調査、海外でのプロモーション活動の強化等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体）

7. 木材製品輸出特別支援事業

日本産木材製品のブランド化に向けて、日本の加工技術を活かした輸出向けの木材製品仕様の作成、試作・改良等を支援するとともに、新たな輸出先国の開拓に向けて、台湾・ベトナムでの展示・PRによる販売促進活動や有望輸出先国における市場調査等を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

8. 水産物輸出促進緊急推進事業

水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対する輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、輸出先国のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動の実施及び輸出重点品目であるホタテ、ナマコについて安定した生産量の確保を目的とした減産防止対策や効果的な資源の増大方法の実証等について支援します。

（委託費、補助率：定額、1／2以内）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

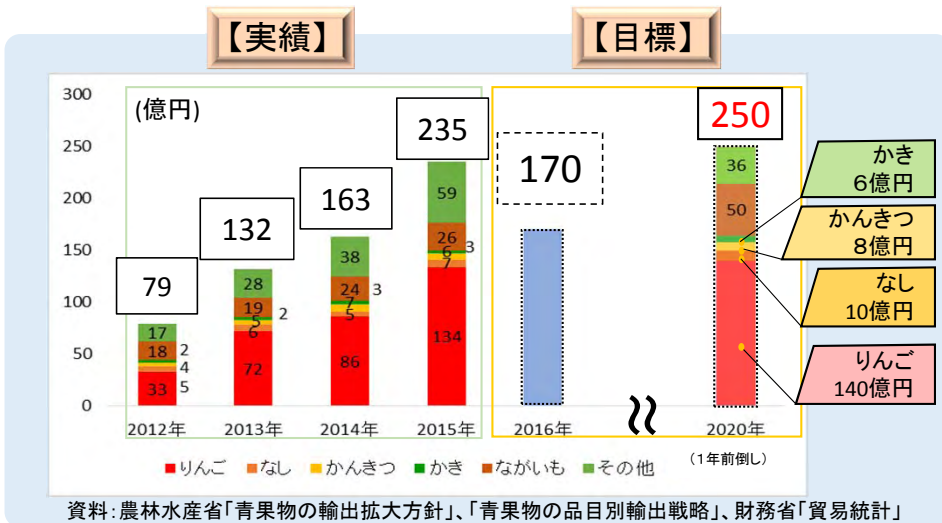
お問い合わせ先：

- | | | |
|---------|---------------------------|----------------|
| 1の事業 | 政策統括官付農産企画課 | (03-6738-8964) |
| 2及び5のうち | 青果物輸送関係 生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 | (03-3502-5958) |
| 3の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 4の事業 | 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 5のうち | 資材関係 生産局技術普及課 | (03-6744-2107) |
| 6の事業 | 生産局食肉鶏卵課 | (03-3502-5989) |
| 7の事業 | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2299) |
| 8の事業 | 水産庁加工流通課 | (03-3502-8427) |
| | 水産庁漁場資源課 | (03-3502-8486) |
| | 水産庁栽培養殖課 | (03-3501-3848) |

青果物輸出特別支援事業

【平成28年度補正予算額:2,997百万円の内数】

- 青果物輸出目標250億円（平成31年（平成32年から1年前倒し））の実現に向け、「ジャパン・ブランド」の確立を通じた輸出拡大の戦略的推進が重要。
- 青果物の輸出に当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に対応するための産地での取組、青果物の品質を保ちつつ輸送する鮮度保持技術の確立、新たな市場開拓等が必要。



課題

- 輸出先国の植物検疫条件により、産地が通常行っていない処理（かんきつの殺菌方法等）を求められる場合、新たな機材が必要な場合がある。
- 我が国の残留農薬基準と異なる輸出先国の残留農薬基準に合致させる場合があり、我が国での防除体系と異なる農薬使用（農薬の種類、散布回数、散布時期）が要求される。
- 傷みやすい青果物の品質を保持しつつ、コスト低減のため船便による輸送にシフトするため、実用化できる鮮度保持技術の確立が求められる。
- 我が国からほとんど輸出実績がない新たな市場開拓のため、ライバル国の調査分析を行い、効果的な販売促進活動が必要。

取組

検疫条件への対応

- 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備（リース）
 - ・ 米国向けうんしゅうみかんの表面殺菌機材の整備により、処理能力が飛躍的に向上し、輸出量が大幅に拡大



（左:現状、右:開発中の機材）

残留農薬基準への対応

- 輸出先国の残留農薬基準へ対応する産地が用いる農薬使用マニュアル（防除暦）作成
 - ・ 台湾の残留農薬基準に対応した防除暦作成により、残留農薬基準を満たす青果物を安定的に輸出
- 輸出先国で使用しない農薬を我が国で散布した青果物を輸出するため、輸出先国に対して、残留農薬基準設定や見直しに必要なデータ収集、資料作成、申請書作成
 - ・ 台湾向け青果物に使用できる農薬が増え、安定的な輸出を実現



遠距離市場等の市場開拓

- フロンティア市場開拓
 - ・ 輸出実績がほとんどないタイ、マレーシア等の新興国での販売促進活動とリレー出荷を目指す産地連携型の販売促進活動を行い、ジャパン・ブランドの確立を目指す。
- 最新の輸送技術を用いた試験輸送
 - ・ 新興国向けに先端的鮮度保持技術等を用いる試験輸送を実施

